

環保企発第 1502182 号
平成 27 年 2 月 18 日

熊本県知事 殿
鹿児島県知事 殿
新潟県知事 殿
新潟市長 殿

環境省総合環境政策局環境保健部長

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく
障害補償費の支給に係る運用について
(通知)

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号。以下「公健法」という。）に基づき被認定者から障害補償費の支給請求があった場合における当該請求人の障害度の評価に当たっては、公害健康被害の補償等に関する法律施行令第十条及び第二十条に規定する指定疾病の種類に応じて環境庁長官が定める基準（昭和四十九年八月三十一日環境庁告示第四十七号。以下「支給基準」という。）及び公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成十三年五月二十四日環境省総合環境政策局環境保健部長通知。以下「処理基準」という。）に基づき行うこととなっている。

水俣病について定められたこれらの基準について、実際に運用するに当たり明確化しておくべきと考えられる点について以下のとおり整理したので、以後、公健法に基づく障害補償費の支給請求があった場合における適切な運用のための参考とされたい。

記

1. 支給基準について

(1) 支給基準の運用に係る一般的事項について

ア 支給基準に示されている症状及び検査所見の各項目である運動障害、感覚器障害、精神障害及び先天性心身障害、並びに管理区分に基づいて障害度を総合的に評価すること。

イ 障害度の評価については、有機水銀に対するばく露に起因する日常生活の困難度又は労働能力の喪失度を基準とすること。

ウ 症状及び検査所見における評価は、認定審査時における医学的検査結果等の客観的資料を活用すること。

エ 管理区分とは、主治医に対して求める障害度に関する意見についての区分であり、当該意見を求めたときの被認定者の状態を評価するものであること。

(2) 支給基準の運用に係る留意事項について

ア 後天性水俣病においては、運動障害、感覚器障害及び精神障害並びに管理区分に基づいて、有機水銀に対するばく露に起因して生じた障害度を総合的に評価すること。

イ 胎児性又は小児水俣病における症状及び検査所見については、後天性水俣病の基準に加えて、先天性心身障害の基準も含めて総合的に評価すること。

ウ 有機水銀に対するばく露に起因する障害は、症状及び検査所見における項目間で医学的に大きな差異は見られず、左右対称的に出現することが一般的であることに留意すること。被認定者に係る症候が一般的なものでない場合には、他原因との比較評価を行うことにより、適正な障害度の評価を行うように配慮すること。他原因とは、被認定者に係る他疾患や加齢等によるものをいい、有機水銀に対するばく露に起因する障害と他原因による障害との比較評価に当たっては、発症時期及び症候の推移等の観点により行うものであること。

エ 症状及び検査所見に基づく等級と管理区分に基づく等級はほぼ等しいものとされているため、これらの整合性に留意すること。これらの等級に差がある場合には、必要に応じて主治医に意見を求める等により適正な障害度の評価を行うように配慮すること。

2. 処理基準について

支給基準に示されている症状及び検査所見の各項目については、処理基準第四章第二の3において評価のための参考となる具体例又は基準が示されている。

(1) 運動障害

水俣病に見られる運動障害は、小脳症状として言語障害、歩行障害、運動失調、平衡障害、不随意運動が特徴的であるとされており、運動障害の程度はこれら5つの症状の程度を総合的に勘案して評価すること。

支給基準においては、運動障害の評価基準として運動失調の存在を基本としている。処理基準において、運動失調の程度が日常生活における活動能力で示されており、特級は「外出不能及び身の回りのこともできないこと」、1級は「身の回りのことは大体できること。家の周りの散歩くらいはできること。」、2級は「外出して大体の用は足せるが軽度の仕事でも人並みにはできないこと。」、3級は「家事、軽労働等はほぼできるが、仕事の種類により制限を受けること。」に該当するとされていることに留意すること。

(2) 感覚障害

水俣病に見られる感覚障害は、求心性視野狭窄、聴力障害、知覚障害の症状が特徴的とされており、感覚障害の程度はこれら3つの症状の程度を総合的に勘案して評価すること。

ア 視力・視野障害

視力については、矯正視力を基に評価すること。

視野については、ゴールドマン視野計のV4視標による八方向の視野の角度のうちいずれかの値が処理基準に示される値と同等又はそれ以上と認められる程度に該当するかを評価すること。

なお、視力・視野障害の程度は「いずれか一眼の視力」又は「いずれか一眼の視野狭窄」の測定値を基に評価することとされているが、有機水銀に対するばく露に起因する障害は左右対称的に出現するのが一般的であることから、左右の障害度が大きく異なる場合は他の原因によって視力・視野障害が生じた可能性を検討して評価すること。

これらの値がない場合には、「日常生活における具体例」を参考にして障害度の程度を評価すること。

イ 聴力障害

聴力障害の程度は、「聴力低下の程度」の測定値がある場合は、これを基に評価すること。

聴力の測定・評価は、左耳、右耳それぞれの聴力について、オーディオメトリーによる4分法又は6分法によって得られた測定値によって評価すること。

なお、有機水銀に対するばく露によって生じた聴力障害は、左右対称的に出現するのが一般的であることから、左右の障害度が大きく異なる場合は他の原因によって聴力障害が生じた可能性を検討して評価すること。

聴力測定値がない場合には、「日常生活における具体例」を参考にして障害の程度を評価すること。

生理的な聴力減退を考慮するに当たっては、オーディオメトリーの所見において加齢性難聴は高音漸減型として現れることや、発症時期及び症候の推移等を踏まえること。

ウ 知覚障害

知覚障害の程度は「表在知覚」の性状と「深部知覚」の障害度を総合的に評価すること。

表在知覚の障害は触覚及び温痛覚の低下によって評価すること。表在知覚障害は、非特異的な症状であり、水俣病以外の原因によっても生じる症状であることから、水俣病によって生じた障害であるか否かも含め判断する観点から、表在知覚の障害の範囲に留意する必要があること。水俣病に見られる表在知覚の障害は、典型的には、左右対称的に四肢末端優位に出現することに留意すること。

なお、主として知覚障害のみられる範囲によって判断するが、知覚障

害の程度（鈍麻、脱失等）も参考として判定するとされていることに留意すること。

深部知覚の障害は、四肢の振動覚の低下の程度等によって評価すること。

エ 先天性心身障害

胎児性（先天性）水俣病においては、脳性小児麻痺の症状を示しつつも後天性水俣病に類似した症状を示すので、運動障害、感覚器障害、精神障害の他に胎児性水俣病に特有の障害でも評価し得るように先天性心身障害をその基準に加えて評価すること。

先天性心身障害の程度は、脳性小児麻痺の症状及びそれに伴う心身の発育の遅延の程度に基づいて判定することとされており、具体的には言語理解、発語、食事、歩行及び知能指数の5つの症状の程度に基づいて、日常生活への支障度等の観点から総合的に評価すること。

なお、発語、食事及び歩行の評価は、運動障害の評価との整合性にも留意すること。